

平成28年4月23日 確定

名誉会長
内規

第1条 当学会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は理事会が推挙し、決議を経て、会長が委嘱する。

(名誉会長の選任の基準)

第2条 名誉会長は、下記の基準のいずれをも満たす者の中から理事会が選任し、会長が委嘱する。

(1) 当学会の会長経験者

(2) 当学会の発展に抜群の貢献があった者

(名誉会長の任期)

第3条 名誉会長の任期は終身とする。

2 本人の意思により辞任することができる。

(名誉会長への処遇)

第4条 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

2 その他、正会員と同等の資格を有することができる。

3 学会費は免除とする。